

平成16年 8月19日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
株式会社 マクロミル
代表取締役社長 CEO 杉本哲哉
(コード番号: 3730 東証マザーズ)
問合せ先: 取締役 CFO 岡本伊久男
電話番号: (03) 6716-0700 (代表)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成16年8月19日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年9月29日開催予定の当社第5期定時株主総会にて付議することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役および従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲と士気を高めることを目的として、2. の要領に記載のとおり、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役および従業員に割当てるといたします。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式600株を上限とする。

なお、当社普通株式の分割または併合が行われた場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

600個を上限とする。

なお、新株予約権1個につき発行する株式数は1株とする。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個につき発行する株式の数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格(当日に取引がない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格)を下回る場合には、当該最終価格を行使価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年10月1日から平成26年9月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(8) 新株予約権の消却

①当社が消滅会社となる合併について合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換について株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

②新株予約権の割当を受けた者が上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

対象者は本新株予約権を第三者に譲渡、質入、その他一切の処分をすることができないものとする。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、定時株主総会以降に開催される取締役会決議により定める。

(注) 上記新株予約権の付与につきましては、平成16年9月29日開催の当社第5期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上